平成２４年（フ）第４２０号
東京都府中市多磨町１丁目２番地の10ハイネス石川105
債務者　佐藤　貴子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０９号
釧路市鳥取大通８丁目１番８号
債務者　齋藤　孝也
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３号
北海道釧路郡釧路町桂２丁目５番地２　コーポ幸A11号室
債務者　中尾　明慶
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６号
釧路市鳥取北５丁目19番４号　B棟２－４
債務者　菊地美奈子（旧姓浦島）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
釧路市白樺台１丁目21番221号
債務者　松宮ちひろ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８９７号
横浜市青葉区たちばな台１丁目５番地58
債務者　矢島　洋子（旧姓北岡）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９２号
横浜市泉区和泉町4578番地１　モンテヴィラージュ105
債務者　高木　紀子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１３号
横浜市磯子区杉田２丁目７番25号　ユーロハイツ杉田306号
債務者　渡辺美枝子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３９号
横浜市金沢区富岡東２丁目５番10―401号
債務者　笹岡　優貴
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７０号
神奈川県大和市福田3631番地　カーサ弐番館105
債務者　竹之内睦子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２２号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地４　六ツ川台団地２街区３棟102号
債務者　刈屋あゆみ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４８号
横浜市旭区市沢町102番地の６
債務者　古山　　昇
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４８号
大阪府東大阪市岩田町３丁目３番31号　アメニティイシダハイツ203号
債務者　税田真奈美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８号
岡山市北区奥田１丁目１番３―803号
債務者　金田　祐一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５号
岡山市北区青江３丁目12番20号　マンションサクラ121号、旧住所岡山市南区郡35番地７
債務者　松岡　充宏
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６号
岡山市中区高島新屋敷380番地１　エグゼクティブリゾート106号
債務者　稲岡　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部